

## 入札約款

### (目的)

第1条 印西市の発注に係る工事又は製造その他の請負契約及び財産の買い入れその他の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

### (入札等)

第2条 入札参加資格のある旨の確認通知を受けた者又は指名に関する通知を受けた者で入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において設計図書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は別記1号様式により明確に記入し、入札者の氏名を表記し、入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は代理人をして入札させるとときは、別記第2号様式による委任状を提出しなければならない。
- 4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。
- 5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とはすることはできない。
- 7 入札参加者又はその代理人は、入札書を入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### (入札辞退)

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（1）入札執行前にあっては、入札辞退届（別記第4号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

（2）入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

### (公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法

律第54号) 等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。  
(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。  
(無効となる入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 誓約書を提出しない者がした入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札 (免除の場合を除く。)
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 明かに連合であると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者がした入札
- (10) 入札書に辞退と記入し入札箱に投函した入札
- (11) 入札に際して不正を行った者がした入札
- (12) 入札金額内訳書 (法令又は当該入札に係る公告若しくは当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。) の提出のない入札又は入札金額内訳書に重大かつ明白な不備がある入札
- (13) 入札書の金額と入札金額内訳書の合計金額が異なる入札
- (14) 予定価格を事前に公表する事業にあっては、予定価格を超える入札
- (15) 入札金額が0円の入札
- (16) 低入札価格調査において、事情聴取に協力しない者、調査報告書の提出に代わる届出をした者及び契約担当者から指示された書類を規定の期限までに提出しない者がした入札
- (17) 一般競争入札 (総合評価方式) において、技術資料の提出がなかった者がした入札
- (18) 一般競争入札 (総合評価方式) において、技術資料のうち施工計画が不適切とさ

れた者がした入札

(19) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第7条 次の各号のいずれか該当する入札は失格とする。

(1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札

(2) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札

(3) 低入札価格調査において失格とされた入札

(保留)

第8条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合においては、落札決定を行わず、入札を保留とする。

(1) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査が必要なとき

(2) 発注者が特に必要と判断したとき

(落札者の決定)

第9条 総合評価方式によらない入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、低入札価格調査制度の適用を受ける入札において、失格基準価格以上で調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低入札調査対象者」という。）があるときは、その中で最低の価格を持って入札した者から順次、契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる者のうち最低の価格を持って入札したものと落札者とする。

2 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる低入札調査対象者がいないときは、低入札調査対象者以外の者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 総合評価方式による入札においては、入札を行った者のうち、落札の前提となる一定の要件（以下「落札必要要件」という。）に該当し、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者で、価格と技術評価点から算出する評価値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札必要要件に該当し評価値の最も高い者が低入札価格調査制度の失格基準価格以上で調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「総合評価調査対象者」という。）であるときは、契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は落札者とする。

4 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がされないと認められた場合は、その者を失格とし、総合評価調査対象者の中で次に評価値の高い者から順次、同項ただし書の手続きを行うものとする。

5 前項及び第3項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる総合評価調査対象者がいないときは、総合評価調査対象者以外の者のうち、落札必要要件に該当し、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者で、評価値の最も高

い者を落札者とする。

- 6 第1項ただし書、第3項ただし書又は第4項ただし書の場合において、低入札調査対象者及び総合評価調査対象者は契約及び発注担当者の行う調査に協力しなければならない。

(同価格又は同評価値の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 総合評価方式以外の入札において落札者となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 総合評価方式による入札において落札者となるべき同評価値の入札をした者が二人以上あるときは、技術評価点に違いがあるときには当該技術評価点の高い者を落札者とし、当該技術点に違いがないときには当該入札をした者に、電子入札システムによる電子くじを実施して、落札者を定める。

- 3 前2項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第11条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、第9条第1項ただし書、第3項ただし書又は第4項の規定により調査した結果、それぞれ低入札調査対象者、総合評価調査対象者を落札者としない場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないとき及び落札必要要素に該当する者がいないときは、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。

- 2 前項の場合において、再度の入札の回数は、原則として1回までとする。

- 3 再度の入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者又は第9条第1項ただし書、第3項ただし書又は第4項の規定により落札者とされなかった者以外の者とする。ただし、無効となる入札を行った者は、再度入札に参加できないものとする。

(入札の不調)

第12条 開札（再度入札を含む）の結果、予定価格に達しない場合は入札を不調とする。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内（印西市の休日を定める条例（平成元年9月20日条例第19号）第1条第1項の規定による市の休日は除く）に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。ただし、市の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(入札保証金)

第14条 入札参加者は、その者が見積る契約金額（単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金を入札前に本

市に納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、入札保証金の一部又は全部を免除するものとする。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
  - (2) 入札参加者が過去2年間に本市、国（公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - (3) 前二号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 前号に規定する入札保証金の納付は、次の各号に掲げる有価証券をもって代えることができる。この場合において、担保として提出された証券の価格は、当該各号に定める価格とし、証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。
- (1) 国債又は地方債  
政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件  
(明治41年勅令第287号) の例による金額
  - (2) 特別の法律による法人の発行する債権  
額面又は登録金額（発行価格が額面又は登録金額と異なるときは、発行価各）の10分の8に相当する金額
  - (3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形  
手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応ずる額）
  - (4) 金融機関の保証する小切手  
保証する金額
  - (5) 金融機関の保証  
保証する金額  
(入札保証金の還付等)
- 第15条 入札保証金は、入札終了後、直ちに入札者に還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に充当することができる。
- (契約保証金)
- 第16条 落札者は、当該契約の締結に際し、契約代金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。第14条第2項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項第5号の「金融機関の保証」とあるのは、「金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する

保証会社がする保証」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、契約保証金の一部又は全部を納付させないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (4) 契約の相手方が法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供了したとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。

(契約保証金の還付)

第17条 前条に規定する契約保証金は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したとき又は契約を解除したときは、速やかに還付する手続をしなければならない。

(異議の申立て)

第18条 入札をした者は、入札後この約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(その他)

第19条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(補則)

第20条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

(沿革)	昭和61年	7月	1日制定	同日施行
	昭和63年	6月23日改正	昭和63年	6月27日施行
	平成3年	6月20日改正	平成3年	6月21日施行
	平成3年12月	4日改正	平成4年	1月 1日施行
	平成6年	2月 8日改正	平成6年	3月 1日施行
	平成9年	4月 1日改正		同日施行
	平成11年	8月 1日改正		同日施行
	平成15年	4月28日改正		同日施行
	平成27年	4月 1日改正		同日施行
	令和5年	4月 1日改正		同日施行